

破 産 手 続 費 用 一 覧 表

平成19年4月1日(平成17年1月1日改訂分)

名古屋地方裁判所民事第2部破産係

		印 紙	申 立 書	予 納 郵 便 切 手		破 産 予 納 金 基 準 額	
破 産 手 続 開 始 申 立	債 権 者 申 立	2万円	正本1通 副本1通	1040円× 6 1000円× 6 430円× 20 100円× 10 80円× 100 10円× 20	法人・個人の別、債権者数、負債総額、事案の内容(例えば、否認権行使の可能性・遠隔地での財団の存在等で管財事務処理に相当の時間と労力を要することが予想されるなどの事由)等により、予納金額が異なってくるため、予納金額については個別の事案に応じてお問い合わせください。		
	自 己 破 産 申 立	1000円	正本1通 副本1通	管 財 人 事 件 400円× 10 90円× 50 80円× 50 50円× 10 20円× 20 10円× 20 <hr/> 計 13,600円 ただし、債権者50名超えるごとに90円×50組を追加 債務者(売掛先)50名超えるごとに80円×50組を追加			
	免 責 許 可 申 立	ただし、免責許可みなし申立の場合 1500円	正本1通	同 時 廃 止 事 件 免責許可申立をする 500円×5 80円×(債権者数+10) 10円×13 官製葉書(債権者数)			
免 責 許 可 立	500円	正本1通	不要 但し、不足を生ずるおそれのある場合のみ必要 1040円×2 80円×(債権者数+10)	同時廃止事件 管財人事件	自己破産申立については、破産申立時の予納金に含まれています。		

* 「免責許可申立をする」場合には「免責許可みなし申立」を含みます。

* 切手の金額は、実際に販売されている切手の券種とは異なります。

* 本表は、名古屋地方裁判所本庁における運用基準を示したものであり、名古屋地方裁判所管内の各支部においては金額等が異なる場合がありますので、管内各支部へ申立てをする際には、直接該当する支部へお問い合わせください。